委任状

令和　　年　　月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

申請事業主

住所

名称

代表者

役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　印

※署名又は記名押印（代表者印）が必要です。

**私（当社）は、裏面記載の注意事項を理解した上で、下記１記載の代理人に、下記２記載の委任事項を処理する一切の権限を委任するとともに、下記３記載の事項について誓約します。**

記

**１　代理人**

　　住所

　　名称

氏名

　　連絡先電話番号

**２　委任事項**

宮城県事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）に係る事業計画認定申請書、事業計画認定変更（廃止）申請書、支給申請兼実績報告書（兼認定変更申請書）及びこれら申請書に添付する書類の作成・提出といった申請手続に関すること。

**３　誓約事項**

　(1)　過去3年間に宮城県事業復興型雇用創出助成金を含む各種助成金等を不正受給したことはありません。

(2)　暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営・事業運営に関係していません。

(3)　宮城県税に未納はありません。

(4)　宮城県事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）に係る申請書及び関係書類の記載事項について、事実に相違ありません。

**注意事項**（特に注意していただきたいことは、以下のとおりです。）

**１　受給要件労働者等（受給要件労働者及び補充労働者）について**

次のいずれかの事由に該当する場合は対象外となります。

　　①　認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に雇用保険被保険者を解雇した場合は、解雇者の人数に相当する労働者分

　　②　認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に離職した、期間の定めのない雇用又は更新可能な1年以上の有期雇用で同一事業所に就労した事実がある労働者

③　派遣労働者　など（支給要綱第5第3項関係）

**２　記載事項について**

(1)　記載事項について確認が必要となった場合、追加で書類を提出していただくことがございます。

　(2)　記載事項について疑義が生じた場合、県が宮城労働局等の関係機関に審査に必要な事項の確認を行うことがございます。

**３　本助成金の支給について**

　(1)　それぞれの基準日において、助成対象事業所における受給要件労働者の人数が、受給要件労働者の雇入日における人数を下回っている場合は、助成金が不支給となります。

　(2)　それぞれの基準日において、助成対象事業所における雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者の人数が、受給要件労働者の雇入日における人数を下回っている場合は、助成金が不支給となります。

**４　本助成金の受給について**

本助成金を不正受給した場合又は本助成金の支給要件に反した場合その他支給要綱に規定する取消事由に該当した場合は、認定、変更認定又は支給決定が取り消されることがございます。また、取り消された場合において、既に本助成金の支給を受けた者は、補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95％の加算金及び延滞金を加算して返還しなければなりません。

以上